

手数料等諸費用について

お客様は、弊社に対して申し込んだ出資金額を弊社の投資家用口座に入金します。

- 弊社は、貸付事業の遂行にあたり、各月分配日（各月 15 日（同日が営業日でない場合にはその翌営業日）をいいます。以下同じです。）に以下の管理手数料を受領いたします。

〔遅延損害金が発生しない場合〕

本貸付契約に基づく利息支払日（以下「利息支払日」といいます。）又は元金の返済日（以下「満期日」といいます。）の前日の貸付金の元本残高に管理手数料率を乗じたうえで、借入日数（前月利息支払日（初回は貸付実行日）の翌日から当月利息支払日又は満期日まで）を乗じて 365 日（うるう年の場合は 366 日）で除した金額。但し、期限前返済が行われた場合には、「利息支払日」を「期限前返済が行われた日」と、「（前月利息支払日（初回は貸付実行日）の翌日から当月利息支払日又は満期日まで）」を「（前回利息支払日（初回は貸付実行日）の翌日から当月利息支払日又は期限前返済が行われた日まで）」とそれぞれ読み替えるものとします。

〔遅延損害金及び利息が発生する場合〕

利息支払日又は満期日の前日の貸付金の元本残高に管理手数料率を乗じたうえで、借入日数（前月利息支払日（初回は貸付実行日）の翌日から当月利息支払日又は満期日まで）を乗じて 365 日（うるう年の場合は 366 日）で除した金額＋遅延損害金×（管理手数料率÷貸付金利）。但し、期限前返済が行われた場合には、「利息支払日」を「期限前返済が行われた日」と、「（前月利息支払日（初回は貸付実行日）の翌日から当月利息支払日又は満期日まで）」を「（前回利息支払日（初回は貸付実行日）の翌日から当月利息支払日又は期限前返済が行われた日まで）」とそれぞれ読み替えるものとします。

〔遅延損害金のみが発生する場合〕

利息支払日は満期日の前日の貸付金の元本残高に 20.0%を乗じたうえで、経過日数（返済期日の翌日から支払日まで）を乗じて 365 日（うるう年の場合は 366 日）で除した金額×（管理手数料率÷貸付金利）

〔遅延損害金及び利息共に発生しない場合（元金返済のみの和解等）〕

利息支払日又は満期日の前日の貸付金の元本残高に管理手数料率を乗じたうえで、借入日数（前月利息支払日（初回は貸付実行日）の翌日から当月利息支払日又は満期日まで）を乗じて 365 日（うるう年の場合は 366 日）で除した金額

- お客様には、匿名組合へ出資を行うときに必要となる事務等手数料をご負担頂きます。当該手数料の額は、各金融機関が定める額になります。なお、お客様が出資金の償還及び利益の分配（以下当該利益の分配として支払われる金銭を「分配金」といいます。）

を受ける場合には、その時期は弊社が別途定める時期とし、償還及び分配に関して利息は付さないものとします。

- 本営業において、弊社が貸付債権の回収を第三者に委託する場合の委託手数料、営業を遂行するために必要な業務を委託する場合の委託手数料、税理士、弁護士又は司法書士等の費用、貸付債権を第三者に譲渡する場合の譲渡費用、その他営業を遂行するために必要となる費用を匿名組合財産から支出いたします。これらの手数料及び費用は、契約条件によって定められるため、事前に上限額等を記載することができません。

匿名組合契約は、クーリング・オフの対象にはなりません。

- お客様が弊社と締結する匿名組合契約には、金融商品取引法第 37 条の 6 に基づくクーリング・オフの規定の適用はありません。

匿名組合契約締結にあたってのリスクについて

基本的なリスク

- 匿名組合出資は、元本が保証されているものではありません。
- お客様は、弊社が行う貸付事業に対して出資を行うこととなり、当該貸付事業において貸付けを行った借手からの貸付金の元金の返済及び利息等の支払が、お客様へのお資金の償還及び利益の分配に充てられることとなります。したがって、当該借手について、返済の遅延、破産手続その他の倒産手続の開始、信用状況の悪化等が生じることにより、お客様の出資金元本が欠損する場合があります。

また、お客様は、本ファンドからの貸付けに関し、手段・方法を問わず、接触禁止対象者との接触（接触を試みることを含みます。以下同じです。）を一切行うことができず、かつ、接触禁止対象者から当該貸付けに関する接触があった場合には、直ちに弊社にその旨を通知するものとします。お客様は、上記に違反した場合には、弊社はお客様との匿名組合契約を直ちに解除し又はお客様に対して損害賠償を請求することができること、及びお客様が貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号。以後の改正も含みます。）に違反することとなる場合があることを確認し、了承します。

- 弊社は、お客様から、出資金を出資していただくこととなりますので、弊社の信用状況が悪化した場合には、お客様に対して出資金全額を償還できない可能性があり、結果として、お客様の出資金元本が欠損する場合があります。

- 本営業において、弊社は貸付債権の回収などを第三者に委託する場合があります、当該委託先の信用状況が悪化したときには、お客様に対して出資金全額を償還することができないこともあり、結果として、お客様の出資金元本が欠損する場合があります。
- 匿名組合出資持分については、出資元本額等が基本的に一定であり、また、持分の譲渡等が制限されていることから、出資後に物価や金利等の上昇が生じたとしても、当該上昇による利益を享受できない可能性があります。

本ファンド特有のリスク

現在、弊社が予定している貸付けについては、次の各事情が存在し、お客様にはこれらの各事情が存在することをご承諾いただくことになります。次の各事情の存在から、本貸付契約における債権が優先的に弁済を受けることができないなどにより、結果として、お客様の出資金元本が欠損する場合があります。

- ア 弊社は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以後の改正も含みます。）（以下「再エネ法」といいます。）に基づく完成済みの太陽光発電事業に係る各種権利を取得したうえで、当該発電事業を第三者に売却することを予定している事業者（以下「本件太陽光発電事業者」といいます。本件太陽光発電事業者の概要及び財務情報その他の情報は、弊社のウェブサイトにおける本ファンドの詳細ページをご確認ください。）を借手として、極度方式基本契約に基づき、570,000,000 円（予定貸付金額）を本ファンドから貸付け（以下当該貸付けに係る債権その他これに関する一切の債権を「本貸付債権等」といいます。）することを予定しております。弊社による上記貸付けの実行は、本件太陽光発電事業者の親会社が、本貸付債権等に係る債務について連帯して保証すること、及び下記ウに記載する担保権を設定することが条件となります。
- イ 本ファンドにおける出資募集額が、上記アの予定貸付金額に満たない場合には、弊社は、当該出資募集額を本件太陽光発電事業者に貸し付けたうえで、本ファンドとは別のファンドを組成し、本件太陽光発電事業者にその不足する金額を追加で貸付ける（以下当該追加での貸付けを「追加貸付け」といい、追加貸付けに係る債権その他これに関する一切の債権を「追加貸付債権等」といいます。）場合があります。
- ウ 弊社は、本件太陽光発電事業者への本貸付債権等を被担保債権として、①本件太陽光発電事業者が取得予定の太陽光発電事業に係る事業用地（以下「本件事業用地」といいます。）に抵当権を、②本件太陽光発電事業者が本件事業用地において行う予定である太陽光発電事業（以下「本件太陽光発電事業」という。）に使用するパネル、パワーコン

ディショナー等の発電設備一式（以下「担保動産」といいます。）に対して譲渡担保権を、③本件太陽光発電事業者が保有する、担保動産を含む稼働予定の太陽光発電所（以下「本件太陽光発電所」といいます。）に係る電力会社に対する売掛債権（以下「担保売電債権」といいます。）に対して質権を設定することを予定しております（以下、上記①から③の本件事業用地、担保動産及び担保売電債権を個別に又は総称して「担保目的物」といいます。）。また、前記イのとおり追加貸付けがなされた場合には、追加貸付債権等も、上記担保権の被担保債権となります。

エ 借手は、太陽光発電事業者ローンを実行する時点において、次の各権利（以下次の各権利に係る太陽光発電事業を「本件太陽光発電事業」といいます。）を取得し、電力会社に対する売電事業を実施する予定です。もっとも、（i）本件太陽光発電所の発電設備の初期不良・故障・摩耗による売電量の低下、（ii）本件太陽光発電事業者の本件太陽光発電事業に係る名義変更手続（行政上の許認可及び電力会社との契約関係等を含みますが、それに限られません。）の遅延・撤回・取下げ、（iii）法令等の制定若しくは改廃等による電力の買取価格の変更若しくは追加費用の発生、出力抑制又は太陽光発電事業に係る事業環境の変化等による事業収益の低下、（iv）電力会社の経営状況の悪化、（v）感染症の蔓延、自然災害、鳥害・獣害又は火災、設備の盗難、テロ行為、戦争その他の人的災害の発生等により本件太陽光発電事業の継続が困難になるなどの事由が発生する可能性があります。

（1） 本件事業用地及び本件担保動産。

（2） 現時点では、本件太陽光発電事業に関し、調達価格を1kWh当たり24円（税別）とし、調達期間を最大20年間として、電力会社に対し売電することができる権利及び地位。

（3） 本件事業用地から連系可能な電力会社に対する太陽光発電事業の実施に係る締結済みの契約及び申込等に基づく権利義務及び地位。

（4） 道路占有許可及び公共物占有許可その他の行政上の許認可。

オ 弊社は、本件太陽光発電事業者が、他の金融機関からの借換え融資を受けること、又は上記エに記載する権利等を第三者に売却した売却代金等（当該売却代金は、本件太陽光発電事業の売電実績その他の要素を考慮して当事者間の交渉により決定されることとなります。）から、本貸付債権等の返済を受けることを予定しております。もっとも、他の金融機関から借換え融資を受けられず、又は借換え融資の実行の遅れが生じる可能性があります。また、本件太陽光発電事業に係る権利及び発電設備等を第三者に売却しようとしても、購入希望者が現れず、又は売却代金次第では、結果として本貸付債権等の返済が遅延し、又は本貸付債権等の回収を行うことが困難になる可能性があります。

カ 弊社は、本件事業用地に対する抵当権の設定、担保動産に対する譲渡担保権の設定及び担保売電債権に対する質権の設定を行う予定ですが、当該抵当権、譲渡担保権及び質権

の設定により、お客様の出資金の全額が保全されるものではありません。また、担保目的物について、以下の点に留意する必要があります。

- (1) 抵当権、譲渡担保権及び質権の実行として、担保目的物を換価する場合において、担保目的物の売却先が見つからず、担保目的物の売却ができないことにより、結果として又は本貸付債権等の回収を行うことが困難になる可能性があります。
- (2) 不動産価格、株価、金利、物価その他経済事情の変動、近隣の環境の変化、災害の発生等の事情により、担保目的物の価格が下落し、当初の予定売却価格で担保目的物を売却することができなくなり、結果として本貸付債権等の返済が遅延し、又は本貸付債権等の回収を行うことが困難になる可能性があります。
- (3) 本件太陽光発電事業者が担保目的物を売却する場合には、別紙「貸付要項」2(2)に定めるとおり、本貸付債権等の返済期日前でも、借入額の残元金及び期限前返済希望日までの間の利息の全部又は一部の返済を受けることを条件に、弊社の裁量により期限前弁済を承諾することがあります。
- (4) 譲渡担保権を設定する担保動産は、流動性が乏しいため、売却ができないことにより、結果として本貸付債権等の返済が遅延し、又は本貸付債権等の回収を行うことが困難になる可能性があります。
- (5) 担保売電債権については、第三債務者である電力会社との契約上の条件等によりその譲渡等の処分が制限される可能性があります。このため、質権の実行として担保売電債権を換価する場合、これらの売却ができないことにより、結果として本貸付債権等の返済が遅延し、又は本貸付債権等の回収を行うことが困難になる可能性があります。
- (6) 担保売電債権は、その設定に係る契約を締結する時点では対抗要件を備えておらず、担保売電債権が第三者に譲渡され、又は第三債務者が支払いを拒否するなどの事由が発生した場合には、それらに設定された質権を実行することができず、結果として本貸付債権等の返済が遅延し、又は本貸付債権等の回収を行うことが困難になる可能性があります。
- (7) 追加貸付けが行われた場合において、抵当権、譲渡担保権及び質権の実行として担保目的物を換価するときは、当該換価による回収額は、本貸付債権等及び追加貸付債権等の各債権の返済に充てられることがあります（当該各債権への返済額は、それぞれの残額の割合に応じて算出されます。）。
- (8) 担保動産は、本件太陽光発電事業に使用されるため、損耗、故障等が生じることにより、その価値が下落する可能性があります。
- (9) 上記エの(i)から(v)に記載する事由が生じることにより、担保目的物を売却できず、又は担保目的物を当初の予定売却価格よりも低い価格で売却することしかできなくなり、結果として本貸付債権等の返済が遅延し、又は本貸付債権等の回収を行うことが困難になる可能性があります。
- (10) 担保目的物の売却又は抵当権、譲渡担保権及び質権の実行として、担保目的物を換価する場合、担保目的物を取得しようとする者（以下この号において「取得予

定者」という。)が本件太陽光発電事業を継続するために、本件太陽光発電事業者は、取得予定者に対して、本件太陽光発電事業に係る再エネ法に基づく認定(以下「認定」という。)に係る設備IDの名義、並びに送配電事業者との間で締結した特定契約及び接続契約に基づく契約上の地位を、併せて移転する必要があります。このため、本件太陽光発電事業者が、当該設備IDの名義及び契約上の地位について、取得予定者への移転に協力せず又は他の第三者への移転を行うなどした場合、担保目的物を換価することができず、結果として本貸付債権等の返済が遅延し、又は本貸付債権等の回収を行うことが困難になる可能性があります。

- キ 弊社は、太陽光発電事業者ローンにおいて、本貸付債権等に係る債務を主債務として、弊社が指定した連帯保証人に連帯保証(前記アに記載する連帯保証を含みます。)をさせております。もっとも、連帯保証人の資力が低下すること等により保証能力が低下した場合には、結果として本貸付債権等の返済が遅延し、又は本貸付債権等の回収を行うことが困難になる可能性があります。
- ク 弊社は、太陽光発電事業者ローンにおいて、別紙「貸付要項」3に定める方法により担保目的物に対する担保権を実行することができます。もっとも、弊社は、担保権の実行を義務付けられるものではなく、費用の多寡及び回収までの期間の長短にかかわらず、法定の手続によることも含めて、太陽光発電事業者ローンの回収方法は、弊社の裁量に委ねられております。
- ケ 弊社は、太陽光発電事業者ローンにおいて、別紙「貸付要項」4の期限の利益の喪失事由を定めておりますが、本件太陽光発電事業者の信用力、担保目的物の価値その他の事由を総合的に判断して、その裁量により、太陽光発電事業者ローンの返済を猶予することがあります。
- 弊社は、お客様から、出資金を出資していただくこととなりますので、弊社の信用状況が悪化した場合には、お客様に対して出資金全額を償還できない可能性があります、結果として、お客様の出資金元本が欠損する場合があります。

「貸付要項」

本ファンドにおける営業者の貸付けの要項は、下記のとおりとする。

但し、下記の内容は営業者が現時点で予定しているものであり、今後、営業者の裁量により、追加・削除その他の変更がなされる可能性がある。

記

1. 担保権

営業者は、基本契約に基づき個別貸付契約を締結し、当該各個別貸付契約に基づく貸付（以下「個別貸付」という。）を実行する。各個別貸付契約に基づく本貸付債権等に係る債務は、本件事業用地に対し設定される抵当権、担保動産に設定される譲渡担保権及び担保売電債権に設定された質権により担保される。

2. 元金、利息及び遅延損害金等

(1) 元金の返済

借手は、個別貸付契約に基づく貸付金元金を、営業者に対して、各個別貸付契約で定める元金返済期日に一括して支払うものとする。

(2) 期限前返済

借手は、営業者が承諾した場合又は各個別貸付に関する本件太陽光発電事業に係る権利等を第三者に譲渡若しくは売却し、かつ営業者が求めた場合に限り、返済期日前でも貸付金元金の全部又は一部を返済することができるものとする。この場合、営業者に対する期限前返済手数料の支払を要しないものとする。その他、基本契約の規定に従い借手が貸付金元金の全部又は一部を返済期日前に返済する場合には、借手は当該期限前返済を行う日までに次号に基づいて発生する利息を付すものとする。

(3) 利率、利息計算並びに利息及び元金の返済方法

- ① 個別貸付の利率は、個別貸付契約締結日において営業者が定めるところによるものとする。但し、営業者は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合は、法令等に反しない範囲において営業者が合理的に決定する利率に変更できるものとし、変更する場合は、その旨を借手に通知する。
- ② 個別貸付の利息は、貸付残高に貸付利率を乗じて得られた金額を、365日（うるう年の場合は366日）で除し、これに利用日数を乗じる方法によって、計算する。なお、「利用日数」とは、一の個別貸付の利息につき、直前利息支払日（当該利息に係る利息支払日の直前の利息支払日（当該利息に係る利息支払日が最初の利息支払日である場合には個別貸付の実行日）をいう。）の翌日から当該利息に係る利息支払日までの日数をいう。

- ③ 個別貸付の利息は、個別貸付契約に定める各利息支払日に、所定の金額を営業者が指定する銀行口座へ銀行振込による方法で支払うものとする。なお、振込手数料は、借手の負担とする。
- ④ 借手は、元金返済期日に、営業者が指定する銀行口座への銀行振込による方法又は営業者が特に認めた方法により、元金を返済するものとする。なお、振込手数料は、借手の負担とする。

(4) 遅延損害金

借手が個別貸付契約に定める元金返済期日において返済を遅延した場合、期限の利益を喪失した場合その他基本契約及び個別貸付契約に基づく債務の返済を遅延した場合は、その支払うべき金額に対し、それぞれの期限の翌日から完済される日まで年率 20.0%（年 365 日（うるう年の場合は年 366 日）の日割計算）の割合で計算した遅延損害金を支払うものとする。

3. 担保権の実行方法

営業者は、借手が関連する本貸付債権等について期限の利益を喪失したとき又は本貸付債権等の全部若しくは一部が完済されずにその返済期日を経過したときは、借手及び担保権設定者に対して通知又は催告することなく、次の各号又は民法及び民事執行法の規定に従って、担保権を実行することができる。

- (1) 営業者は、担保目的物を法定の手続によらず営業者が相当と認める条件に従い任意に処分することができるものとする。この場合、営業者は、当該処分取得金から担保権実行に係る公租公課及び諸費用を差し引いた残額を、法定の順序にかかわらず、本貸付債権等及び諸費用の弁済に充当することができる。当該残額について関連する本貸付債権等と諸費用の合計金額を超過する金額がある場合には、営業者は、当該超過する金額を借手（担保権設定者が借手以外の者である場合には当該担保権設定者。以下次号及び第 3 号において同じ。）の指定する口座に入金し、清算するものとする。
- (2) 前号による場合のほか、営業者は、営業者が相当と認める条件により、関連する本貸付債権等の全部又は一部の弁済として担保目的物（契約上の地位を含む。）を取得することができるものとする。この場合、担保目的物を取得した営業者は、営業者が相当と認める担保目的物の価値に相当する金額により担保目的物を取得し、当該価値から担保権実行に係る公租公課及び諸費用を差し引いた残額を、法定の順序にかかわらず、本貸付債権等及び諸費用の弁済に充当することができる。当該残額について関連する本貸付債権等と諸費用の合計金額を超過する金額がある場合には、営業者は、当該超過する金額を借手の指定する口座に入金し、清算するものとする。
- (3) 営業者は、適用法令において許容される範囲で、第三債務者に対し、担保目的物に係る債権を直接取り立てることができるものとする。この場合、営業者は、当該取

り立てにより取得する金額から担保権実行に係る公租公課及び諸費用を差し引いた残額を、法定の順序にかかわらず、本貸付債権等及び諸費用の弁済に充当することができる。当該残額について関連する本貸付債権等と諸費用の合計金額を超過する金額がある場合には、営業者は、当該超過する金額を借手の指定する口座に入金し、清算するものとする。

4. 期限の利益の喪失事由

(1) 借手は、借手又は連帯保証人について以下の①乃至⑫に定める事由が一つでも生じた場合には、営業者から通知、催告等がなくても営業者に対する基本契約及び個別貸付契約に基づく一切の債務について、当然に期限の利益を喪失し、債務の全額を直ちに弁済しなければならない。但し、以下⑬に掲げる事由に該当した場合において、借手又は連帯保証人が営業者の指定する期限までに基本契約に規定する遅延損害金を支払ったときその他営業者が妥当と認めたときは、営業者の裁量により期限の利益を再度付与することができるものとする。

- ① 強制執行、差押、仮差押、仮処分又は滞納処分を受けたとき。
- ② 支払の停止若しくは支払不能となったとき、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始等の申立てがあったとき。
- ③ 特定調停、私的整理その他債務整理の手続（法律上定められた手続であるか否かを問わない。）が開始されたとき。
- ④ 解散を決定したとき。
- ⑤ 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- ⑥ 営業を停止、休止若しくは廃止したとき又は許認可等を喪失し、若しくは喪失するおそれがあるとき。
- ⑦ 所在が不明となったとき。
- ⑧ 本件事業用地について、利用権原が消滅し、又は地震、火災、爆発、浸水等の事故、強制収用、土壌汚染の発覚その他の事由に基づきその用法に従った使用が不可能となったとき。
- ⑨ 本件事業用地について、環境問題、近隣問題、若しくは住民問題が発生し、又は本件太陽光発電事業に必要な許認可等を受けることが不可能若しくは著しく困難となり、若しくはこれを喪失し若しくは取り消されるなどの事情が生じたとき。
- ⑩ 認定を喪失し、又は取り消されたとき。
- ⑪ 地震、火災、爆発、浸水等の事故、盗難その他の事由の発生により、本件太陽光発電事業に係る発電設備の使用が困難となったとき。
- ⑫ 本件太陽光発電事業者が、本件事業用地に係る所有権者の名義を借入人の名義に変更する手続、本件太陽光発電事業に係る経済産業省資源エネルギー庁から付与された ID の名義を本件太陽光発電事業者の名義に変更する手続、当該 ID に係る電力会社との接続契約等に基づく権利及び契約上の地位を本件太

陽光発電事業者に移転する手続、及び道路占用許可及び公共物占用許可その他の行政上の許認可に係る名義を、本件太陽光発電事業者の名義に変更する手続（以下「本件変更手続」という。）の完了により取得することとなる権利について、事前に書面による営業者の承諾を得ることなく、これを第三者に譲渡し、又は担保提供その他の処分を行ったとき。

- ⑬ 基本契約又は個別貸付契約に基づく債務（元本又は利息に係る債務に限る。）の返済を1回又は一部でも怠ったとき。
- ⑭ 基本契約の定めにより、基本契約又は個別貸付契約が解除又は解約されたとき。
- ⑮ 法令等に違反したとき（借手の事業又は信用状態に影響を及ぼさない軽微な違反を除く。）。

(2) 借手は、借手又は連帯保証人について以下の①乃至⑯に定める事由が一つでも生じた場合には、営業者からの通知、催告等により、営業者に対する基本契約及び個別貸付契約に基づく一切の債務について、期限の利益を喪失し、債務の全額を直ちに弁済しなければならない。

- ① 基本契約又は個別貸付契約に基づく債務（元本又は利息に係る債務を除く。）の返済を1回又は一部でも怠ったとき。
- ② ①のほか、基本契約、個別貸付契約又はこれらの契約に基づく債務を担保するために設定する担保権に係る契約（以下「担保権設定契約」という。）に違反したとき。
- ③ ①及び②のほか、営業者に対する他の債務の履行を怠ったとき。
- ④ 営業者に対する申告内容に虚偽の記載があることが判明したとき。
- ⑤ 債務超過となるなど信用状態が悪化し、営業者が債権保全のために必要と判断したとき。
- ⑥ 担保権設定契約が失効し、又は担保権設定契約により設定される担保権が効力を失い、若しくは第三者対抗要件が取得できないなど当該担保権に瑕疵が生じたとき。
- ⑦ 変更の認定、法令の改正その他の事由により、本件太陽光発電事業に係る発電設備に適用される調達価格又は調達期間が変更されたとき。
- ⑧ 本件変更手続のうち、本件事業用地に係る所有権者の名義を借入人の名義に変更する手続、及び本件太陽光発電事業に係る経済産業省資源エネルギー庁から付与されたIDの名義について、本件太陽光発電事業者の名義に変更する手続を最初の個別貸付の実行日（実行日当日を含む。）までに申請しなかったとき。
- ⑨ 本件変更手続のうち、本件太陽光発電事業に係る経済産業省資源エネルギー庁から付与されたIDに係る電力会社との接続契約等に基づく権利及び契約上の地位を本件太陽光発電事業者に移転する手続を、営業者が指定する日までに申請しなかったとき。

- ⑩ 本件変更手続きのうち、道路占用許可及び公共物占用許可その他の行政上の許認可に係る名義を、本件太陽光発電事業者の名義に変更する手続を最初の個別貸付の実行日（実行日当日を含む。）までに申請しなかったとき。
- ⑪ 本件太陽光発電事業者が本ファンドによる最初の個別貸付の実行日から5ヶ月以内に本件変更手続を完了しなかったとき。
- ⑫ 本件太陽光発電事業を個別貸付の実行日（実行日当日を含みます。）までに開始することができなかったとき。
- ⑬ 本ファンドによる最初の個別貸付の実行日以降、本件事業用地に係る農地法第5条第1項の規定に基づき工事完了の報告を速やかに行わなかったとき。
- ⑭ 本件太陽光発電事業に関する売電収入の見込額が、本ファンドによる貸付けの実行日時点で提示された金額より大幅に減少したとき、又はそのおそれがあると営業者が判断したとき。
- ⑮ 連帯保証人による連帯保証が効力を生じず、若しくは効力を失ったとき、又は連帯保証人が営業者に対する債務について期限の利益を喪失したとき。
- ⑯ ①乃至⑮に掲げるほか、営業者が信頼関係を著しく損ない又は喪失させる行為があったと認めたとき。

以上